

しかしながら、まずは住民に向けた環境教育の在り方を改善し、ゴミ排出量の削減など環境リサイクルに対する住民の自発的な参加を促進するような施策は速やかに実行すべきだと考えます。

また、現在、新生児を持つ家庭へのゴミ袋の無料配布がなされておりますが、この施策はとても有効だと考えておりますので、この期間を延長することや、新たな移住者に対しては一定枚数をプレゼントするなどの施策を実行してはどうかと考えます。

以上のことから、本協議会は、ゴミ処理にかかる経費削減に向けた環境教育の充実と、子育て支援、移住者促進のためにゴミ袋の無料配布を条件付で実施することを提言します。

3 おわりに

本町にとって、子育て支援施策の充実や移住者促進施策は、将来の健全で活力ある町の発展のための最重要課題と考えます。今後、親の精神的負担、経済的負担の更なる軽減を図り、出産、育児や教育など近隣市町村と横並びではない本町独自の高い支援サービスを充実させることで、本町への移住者が増え、安定的な町政が維持されることを強く期待します。

本協議会の提言が、子育て支援施策の重要な情報・指針となることを期待して提言いたします。

「手話言語法」制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく、手や指、体などの動きや顔の表情で伝える、独自の語彙や文法体系を持つ言語である。聞こえる人たちの音声言語と同様、情報獲得とコミュニケーションの重要な手段であり、大切に守られてきた。一方、ろう学校では、手話を使うことが制限されてきた長い歴史がある。

世界に目を向けると、平成18年に国際連合総会で採択された「障がい者の権利に関する条約」においては、「手話は言語」であることが明記され、また、フィンランドの憲法をはじめ、憲法や法律において手話を言語である旨を規定している例が見られるところである。

我が国においては、平成23年に改正された障害者基本法第3条において、「全ての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められている。また、同法第22条では、国・地方公共団体に対して、情報の利用におけるバリアフリー化等を義務付けている。

これらの理念や制度が、実際の生活に生かされるようにするため、手話が音声言語と対等な言語であることが広く国民に理解され、聞こえない子どもが手話を身に付け、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境の整備に向け、個別法を整備し、具体的な施策を全国で展開していくことが必要である。

よって、国におかれでは、「手話言語法」を制定されるよう強く求め、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月16日

岐阜県八百津町議会

衆議院議長様
内閣総理大臣様
厚生労働大臣様
参議院議長様
文部科学大臣様



八百津町議会を傍聴してみませんか!!

3月定例会は 3月5日(木) 開会の予定です

詳細は議会事務局までお問い合わせください

☎ 43-2111(内線2302)

一般質問の様子はCCNet(アナログ10ch)
(地デジ12ch)で生中継・録画放送されます

